

農地銀行(貸借)、農地利用集積円滑化事業から農地中間管理事業への移行に伴う注意点

農地中間管理事業のご利用には、 口座登録が必要となります

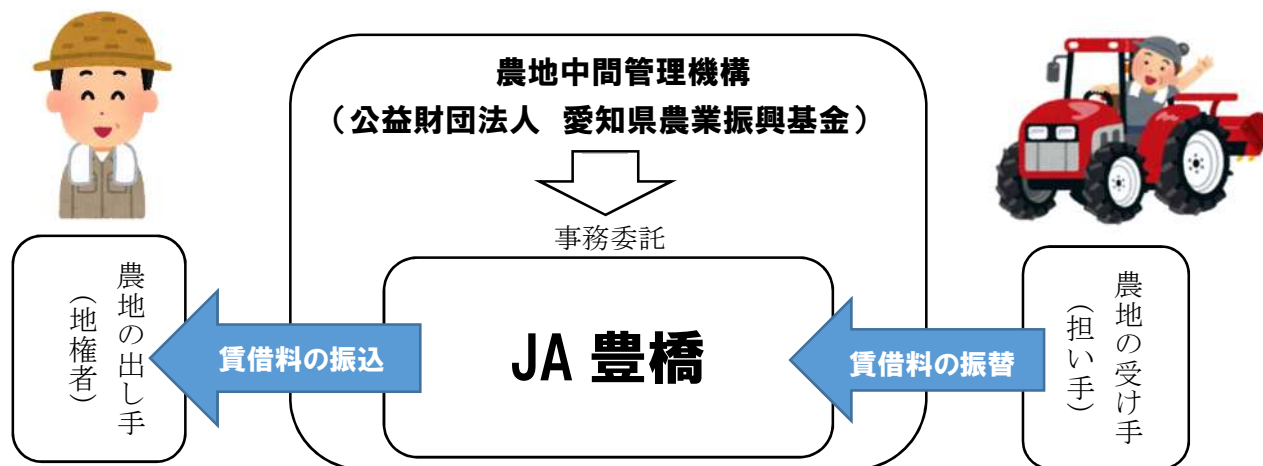
※賃借料が0円の場合や物納の場合を除く

農地中間管理事業では、賃借料の支払いは農地中間管理機構(愛知県農業振興基金)を通して行うため、口座登録が必要です。

地権者へ直接支払うことや現金払い等はできませんのでご注意ください。

地権者へ直接支払ってしまった場合は、担い手に戻す等の手続きをしていただきます。

< 賃借料の流れ >



口座登録の方法について

○出し手(地権者)

「農用地貸出希望申込書」に賃借料の振込口座をご記入ください。

○受け手(担い手)

J A豊橋から5~7月に送付される「貯金口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、J A豊橋にご提出ください。 ※原則、J A豊橋の貯金口座を振替口座とする必要があります。



賃借料はいつ支払われるの?

毎年12月に振替を行います。

1月~7月に契約を開始した場合、同年の12月から振替を行います。8月~12月に契約を開始した場合は、翌年の12月から振替を行います(12月更新はその年の地代精算は前契約が適用されます)。

※物納の場合は、毎年の支払期日の指定はありませんが、受け手(担い手)は、11月頃に送付される「借賃(物納)支払報告書」を12月末までにJ A豊橋に提出する必要があります。

問い合わせ先 JA豊橋(営農部営農企画課) ☎0532-25-4372